

高橋前町長らを証人に

足寄町役場敷地問題 特別委が換問調査へ

足寄町議会の役場庁舎敷地調査特設委員会(斎藤昇委員長)では一月十七、八の両日にかけて、前町長の高橋安蔵氏ら七名を証人として招いて、本格的な調査に入る予定になっており、新入の究明にとりくむわけに住春早々から十四年がかりの民間心地的となつています

証言を求められる

七氏の立場

このスケジュールは事の十九日にひらかれた第三回の同特別委で内定したもので、証人として出頭を求められる七名の人々の立場と事情はつぎのような関係とみられています。

川上貞通氏

川上氏は昭和三十年三月三十一日まで西足寄町長であつて翌日の四月一日から足寄村と合併した新生足寄町の初代町長。

それだけに町村合併から足寄町のスタートそれにつきのもの役場庁舎の敷地問題の処理に最高責任者としてタッチした人で、当時の高橋氏はこの敷地の買収には応じないで町有林との交換を希望したのでそのとおりに契約し議案に提案し議決して建築したのに、いまになつてそれが無効とい

われてもつとも面くらつて責任者として当時のなりゆきについて一言なかるべからざる存在。

日裏庄太郎氏

合併前までの足寄町長で対等合併といつても西足寄町に吸収されるかのように思つて反対の村民からは村つぶしの非難をうけながら国や道の方針に添つて合併にもつていつたのに、合併の基本条件として建設した役場庁舎がいまごろになつてゴタゴタして

久保久八氏

当時の稲荷神社の総代長としてこの境内地を新庁舎の敷地とすることにうて氏子側をまとめてきた責任者。

湯浅義雄氏

当時の西足寄町議会の産業委員長で、林政専門委員として新庁舎敷地と交換する町有林の調査や評価や交渉にあつてきた人。

沼田 一氏

当時の農業委員会委員長で、現在も農業委員会に山林に地目替えした経

高橋安蔵氏

道からの回答で交換は差し支えなくなつたのにその決裁書類を突き返すことも当時の多田議長にたいして高橋氏は「町有林との交換はやめて庁舎敷地を町に賃貸したい」との相談をもちかけたためにこれが町議会の問題となり、改めて総務委員会に付託して調査した結果、議会としては町村合併の基本条件であるから当時の交換議決どおりに行すべきことを再確認して高橋氏に申し入れたところ『いまは自治法によつて行の制限をうけているので(差し支えないのに)制限がとけた時点で(町長でなく)たつたときに(議決どおり)交換で処理する』とのことで、このことは高橋氏が町長の座にあつた一昨年の春まで本会議場でなん

社説 十五年目の新春を迎えて

(1)

昭和二十九年にこの地帯で本紙を発刊しついで十五年目の新春を迎えましたが、

(2)

本紙はこの地帯の大衆政治の発展に努めてまいりました。新聞としてスタートしたものでありますから、あくまでも大衆の側に立つて各々の町政にとりくんでいるた

(3)

町によつては日刊の大新聞だけが新聞であつて旬刊のローカル新聞などは新聞ではないとして問題にしないところもあります。この日刊大新聞がどれ

(4)

発行部数何十万部、何百万部という大新聞となれば

(5)

全国的、全道の規模の新聞にこの地帯の問題点を常に逆にくるに中央に影響力をもち、どうして新報は諸外

技術に生きる！

桜井建具店 桜井正夫

足寄町北五区T三六二

ミネ・デンキ

足寄劇場 電話142番

近代住宅に新建築！

家具建具製造販売 新築、改装に各種サツミ施工

ご相談下さい

ライククリーニング店

早くキレイに勉強の店！

高橋磯松

足寄町北三区 T 四二九

豊田労務経営事務所

足寄町東一区 T 七〇

労働および社会保険法令にもとづく事務ならびに手続きの代行、指導相談◎行政官公署への申請届出、報告書類の作成手続◎企業経営調査、指導◎損害保険取扱(共栄火災保険代理店)

カメラ 上野カメラ堂

写真材料 上野復興

足寄町通リ T 四二〇

でも言明しており、録音テープにも保存されているし、議員の行為の制限」にふれるものかどうかを照会したところ、道では自治省とも協議した上で昭和四十年十二月になつて、足寄の場合は法改正以前の行為であるから交換は差し支えないとの回答があつたので、これに

もつて、当時の土田管財係長が起案した交換執行の書類を、当時の沼田総務課長が高橋町長に提出して決裁を求めたところ、交換はしないとして突き返されるまでの経過など。

高橋安蔵氏

道からの回答で交換は差し支えなくなつたのにその決裁書類を突き返すことも当時の多田議長にたいして高橋氏は「町有林との交換はやめて庁舎敷地を町に賃貸したい」との相談をもちかけたためにこれが町議会の問題となり、改めて総務委員会に付託して調査した結果、議会としては町村合併の基本条件であるから当時の交換議決どおりに行すべきことを再確認して高橋氏に申し入れたところ『いまは自治法によつて行の制限をうけているので(差し支えないのに)制限がとけた時点で(町長でなく)たつたときに(議決どおり)交換で処理する』とのことで、このことは高橋氏が町長の座にあつた一昨年の春まで本会議場でなん